

# TH Picks for Doctor

## 令和5年度(2023年度)税制改正速報

謹んで新年のお慶びを申し上げます。令和4年12月16日に令和5年度税制改正大綱が公表されました。そのうち、医療関係の主なトピックスを速報としてご紹介いたします。

### ①「認定医療法人制度」の3年3か月延長(相続税・贈与税)

- ・認定期限  
【現行】令和5年9月30日 ⇒ 【改正後】令和8年12月31日
- ・移行期限  
【現行】認定から3年以内 ⇒ 【改正後】認定から5年以内

※ただし、今後の医療法の改正及び経過措置等については確認が必要です。

今まで認定期限に間に合わず、持分なし医療法人への移行を諦めていた医療法人も再考のチャンスです！持分あり医療法人は全国にまだ37,000以上あります(令和4年3月時点)。多額の相続税の負担や、多額の持分払戻請求の心配をすることのないよう、改めて検討してみましょう。

### ②土地、建物の登録免許税の減免措置の3年延長(登録免許税)

地域医療構想を推進するため、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物について、登録免許税を軽減する。

【現行】令和5年3月31日 ⇒ 【改正後】令和8年3月31日

※不動産取得税の軽減措置は令和4年度税制改正で創設されています。

### ③建物、医療機器等の特別償却制度の2年延長(法人税・所得税)

- ・医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度
- ・地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度
- ・高額な医療用機器に係る特別償却制度

【現行】令和5年3月31日 ⇒ 【改正後】令和7年3月31日

### ④中小企業投資促進税制等の2年延長(法人税・所得税)

- ・中小企業投資促進税制
- ・中小企業経営強化税制

【現行】令和5年3月31日 ⇒ 【改正後】令和7年3月31日

辻・本郷 税理士法人グループでは税制改正に関するセミナーの開催、小冊子のご提供等を行っております。

医療法人・個人事業クリニックの経営者様向け税制改正セミナーを2月に開催いたします。ホームページよりふるっってお申込みください。

## 歯科衛生士の重要性 2 予防歯科を担う「歯科衛生士」、強まる売り手市場

前回のコラムで、患者さんに定期的に来院してもらう「予防歯科の強化」に重点をおく歯科医院が増えてきている現状をお伝えいたしました。

予防歯科に欠かせない歯科衛生士はどのように募集すべきでしょうか。

都市部の新卒歯科衛生士の初任給は約26万円にもなると言われています。中途採用も含めると、労働時間、有給休暇、社保完備、教育システムなど就労条件の要望は年々高くなる傾向がみられ、歯科衛生士採用が売り手市場であることは間違いありません。歯科衛生士が歯科医院の診療には欠かせない存在である以上、求人募集や人材の定着のため、徐々にでも就労環境の改善を図る必要があります。離職率も高い業種ですが様々な募集方法を駆使して、常時一人以上の雇用を確保・維持していくことが必要となります。

### 【様々な求人方法】

媒体例	実施の場合のポイント等
① ハローワーク（無料）	社保完備が必須。労働基準法に準じている必要がある。 無料かつ求人を見る分母数が多いところが魅力。
② 自院のホームページ （例：求人専用ページを設置）	採用ページには先輩のコメントや教育システムの紹介などを掲載する。 自由に自院の魅力をアピールすることが可能となる。他の求人方法と併用することで効果が高まる場合もある。アピール方法は具体例を参照のこと。
③ 自院の掲示板や入口に 募集ポスターを貼る（無料）	募集要項と同時に「一緒に働いてみませんか」などのメッセージ調な作りで。自院の患者でもあることから、職場の雰囲気などを理解して応募されてくるため、高い定着率が期待できる。
④ 大学や衛生士学校の掲示板に 求人掲載依頼（無料）	毎年各学校に募集要項を送る必要がある（見学随時可能）
⑤ インターネットの求人サイトへの掲載	掲載期間に応じて料金設定がされているケースが多い。媒体によって、登録している会員の特性が異なる。掲載期間に複数名採用しても費用は変わらない点はメリット。
⑥ 地域の様々なコミュニティ媒体へ掲載	回覧板、フリーペーパー
⑦ 新聞折り込みチラシ、タウン誌、 ポスティングチラシ	地域密着型の医院として、スタッフも地元の人で構成するなど医院の特徴にもなる。地元にいるフリーなママさん歯科衛生士のパートの掘り起こしにつながる可能性がある。求人としては興味のない方にも配るため効果が薄まるが、地域住民の認知拡大にもつながる。
⑧ クリック数などの 課金型求人サイト掲載	事前に予算設定を出来る場合もあるため、費用を抑えたい場合には使い勝手がよい。同一の方が課金対象行為を行った場合でも費用が発生するため、自院のホームページへ誘導するなどの対策は必要となる。
⑨ 人材紹介会社 （募集サイト掲載で直接紹介）	求める能力に近い方にアクセスできるが、費用が高額になるケースが多い。面接までの事務手続を紹介会社が行うため、事務負担は軽減できる。
⑩ 歯科衛生士と歯科医院の マッチングサービス型の人材紹介や スポットバイト紹介（登録制）	産休、育休、急な欠勤などの需要に応え、シフトのスキマ時間をうめる有効な方法となる。
⑪ 新卒者向けの就職説明会のブース参加	新卒採用となるため、今後自院での教育などに力を入れる必要がある。 （自院独自の教育マニュアルを整備）
⑫ 人材派遣会社	即戦力が必要な場合などは良い選択肢となる。人材維持費用が高額となるケースもある。自院で雇用をしているわけではないので、医院への帰属意識は低くなる傾向にある。

費用対効果を測定することが困難であるため、どの方法が良いとは一概に言えませんが、各媒体や求人を出す時期などによって応募される方にも特徴が出てきます。試行錯誤していく中で、院長が納得できる募集方法を選んでみてください。中でもお金がかからない方法は積極的に利用しましょう。最近では募集サイトや紹介会社の他に大学や歯科衛生士学校ごとに新卒のための就職説明会を随時企画している会社(要費用)が増えています。競合の少ない環境で、来年の新卒予定者にいち早くアクションを起こせる貴重な求人を選択肢となります。現状、予防歯科以外の保険診療内の歯科治療は減少傾向にあります。今後ますます予防歯科が主流になると、歯科医院経営は歯科衛生士なしでは成り立たなくなるのではないでしょうか。

今後開業するときには、物件探しと同時に歯科衛生士の確保に重点を置いて考えるとよいでしょう。

#### 【効果的な自院のアピール例】

- ・夜は7時まで、残業なし
- ・週3日、4日勤務可能／好きな時間でパート勤務
- ・法定有給休暇取得
- ・新人歓迎の環境
- ・教育システム充実
- ・在籍歯科衛生士のコメント(写真入り)
- ・滅菌等の先進的設備で感染予防の充実をアピール
- ・診療室内、施術中、カウンセリング風景等の明るい写真
- ・院長の顔写真とコメント

## ～ 年頭に今一度確認しておきたい ～ 開業医が納める税金の種類と納付期限

個人事業主である開業医が事業を営む上で忘れてはならないのが、税金等の支払いです。事業を営む以上は「知らなかった」では済まされません。売り上げアップに努めると同時に、税金等はしっかり納める必要があります。今回は、個人事業主が納めるべき税金にはどのような種類があるのか、解説いたします。新しい年が始まるにあたり、今一度確認してみましょう。

### 【所得税】

所得税は1月1日から12月31日の年間の事業を含め、給与・不動産・配当・譲渡など様々な方法で得た所得に対して課される税金です。税率は所得金額によって異なり、所得金額が大きくなればなるほど税率もアップする仕組みになっています。納付税額が多い場合には、税金の前払い(予定納税)が発生します。

### 【住民税】

住民税も所得税と同様に、年間の所得に対して課される税金です。その年の1月1日時点で居住している自治体に対して支払うことになり、年度の途中で他の自治体に引っ越した場合は翌年から納付先が変わります。一括納付と4期分割納付の選択が可能です。

### 【個人事業税】

個人事業税は保険診療以外の所得に課される税金です。その所得から事業主控除(290万円)を引いた金額に5%を乗じた金額が課税されます。

### 【消費税】

消費税は、前々年度の消費税対象の売り上げが1,000万円を超えた場合に納税義務者となります。消費税の納税額を計算するにあたっては複数の方法がありますが、保険診療報酬以外の売上が5,000万円未満の小規模医療機関の場合は、消費税簡易課税制度を適用すると税負担を抑えられるケースが多いです。また前年の年税額が48万円を超える場合に税金の前払い(予定納税)が発生します。

### 【固定資産税】

その年1月1日に土地や社屋、または自宅を保有している場合には固定資産税がかかります。固定資産税は市町村が算定する固定資産評価額に税率を乗じて計算します。固定資産評価額は3年ごとに評価替えがあり、税率は自治体によっても異なりますが、多くは標準税率である1.4%です。

今年支払うべき税額はどのくらいになるのでしょうか?一方で納税を忘れてたり滞納したりしてしまうと延滞税の対象となります。顧問税理士等にしっかり確認し、納付期間を考慮して1年間の納税計画をしっかり立てておくとういでしょう。

## 【納税カレンダー】

	国 税	地方税 *1	社会保険・預り源泉税等 *1
1月		末日:住民税 (事業主分:四期)	20日:源泉所得税 *2 (納期特例)
2月		末日:固定資産税(四期)	
3月	15日:所得税(確定) 末日:消費税(確定) (振替納税の場合は4月)		
4月		末日:固定資産税(一期)	末日:国民年金保険料 *3
5月		末日:自動車税	
6月		末日:住民税(事業主分:一期)	10日:住民税 *2 (従業員分:納期特例の場合)
7月	末日:所得税(予定納税一期)	末日:固定資産税(二期)	10日:源泉所得税 *2 (納期特例の場合) :労働保険料 末日:国民健康保険料 *4
8月	末日:消費税(予定納税)	末日:住民税(事業主分:二期) :個人事業税(一期)	
9月			
10月		末日:住民税(事業主分:三期)	
11月	末日:所得税(予定納税二期)	末日:個人事業税(二期)	
12月		末日:固定資産税(三期)	10日:住民税 *2 (従業員分:納期特例の場合)

- \* 1:各自治体に応じて、納期限が異なる場合があります。
- \* 2:従業員の源泉所得税や住民税の納付は原則、毎月10日となります。
- \* 3:国民年金保険料は以後毎月納付となります。
- \* 4:国民健康保険料は以後7~9回程度に納付が分かります。

TH Picks for Doctorは、医師のお役に立つような医業経営情報をお届けいたします。  
2022年9月より発行開始しました。今後ともよろしくお願いたします。

<https://www.ht-hms.co.jp>

本郷メディカルソリューションズ

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階

【お問い合わせ】 ☎ 0120-016-705 (受付時間) 9:00~17:30

※土日・祝日・年末年始除く

TH Picks For Doctor 2023.1 月号

発行日: 2023年1月1日

発行元: 本郷メディカルソリューションズ株式会社

